

阿南信用金庫からのお知らせ

「後見制度支援預金」の取扱い開始について

阿南市富岡町トノ町28番地14
阿南信用金庫
理事長 佐竹 義治

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、阿南信用金庫は、近年、後見人による不正（被後見人預金の使い込み）等が社会問題化している中、後見制度をご利用の被後見人の財産の安全な保護・管理が期待されていることに鑑み、家庭裁判所の「指示書」がなければ出金等ができない預金「後見制度支援預金」の取扱いを令和3年4月1日から開始することとしました。

「後見制度支援預金」は、口座開設から預金の払戻しや解約などを家庭裁判所の「指示書」に基づいて行うため、被後見人にとっては安全・確実にご自身の財産を利用していただくことが可能となり、後見人にとっても被後見人の財産を長期にわたって管理するための負担を軽減することが期待できます。

記

「後見制度支援預金」の商品概要

1. 利用対象者

家庭裁判所が「後見制度支援預金」の新規契約に係る「指示書」を交付した方
※成年後見、未成年後見、何れもお取扱いします。

2. 取扱商品

普通預金のみとし、キャッシュカードは発行しません。

3. 取扱開始日

令和3年4月1日（木）

●後見制度支援預金とは

後見制度による支援を受けている方の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人ご自身で管理をし、残りの通常使用しない金銭を「後見制度支援預金」として、家庭裁判所の「指示書」に基づき別口座として管理をする預金商品です。

●後見制度支援預金のメリットについて

日常的に使わない金銭を別口座で管理し、家庭裁判所の「指示書」に基づいて入金・出金が行われることから、被後見人の財産を安全かつ適切に保護・管理することができます。

— お問合せ先 —
総務部事務管理課
電話 0884-22-1226

